

北秋田市民ふれあいプラザ
チャレンジブーステナント募集要項

秋田県北秋田市

令和7年8月

1. 趣旨

北秋田市民ふれあいプラザでは、自分で店を出したい、新たなビジネスの可能性に挑戦したいなど将来的に起業を目指す人たちの経験の場として、チャレンジブースのテナントを募集する。

2. 施設全体の概要

名称／北秋田市民ふれあいプラザ

所在地／北秋田市花園町10番5号

建物構造／鉄筋コンクリート造

用途／施設機能（多目的ホール、学習活動スペース、店舗スペース、オープンスペース子育て世代支援スペース、バス待合スペース、交流活動スペース、屋外トイレ）

規模／地上2階建

延床面積／2,999㎡

開館時間／8時30分～22時

貸館時間／9時～22時

休館日／定休日はありません。臨時に休館する場合があります。

駐車台数／60台、大型バス1台、駐輪場あり

交通アクセス／JR鷹ノ巣駅から徒歩約5分

3. テナントの概要

募集業種／不問（ただし、内容により不可の場合あり）

募集区画／1階チャレンジブース（1区画）

募集テナント数／1店舗

面積／66㎡ チャレンジブーススペース2

4. 出店条件

(1) 店舗使用料

月額23,100円以内とする。

(2) 事業者の負担

次に掲げる営業に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

①廃棄物処分費（定められた方法で事業者が処理するものとする。）

②清掃費

③施設の初度設備、機器以外の購入、設置に係る費用。

(3) その他

①店舗の営業及び取扱品目などについて、官公署の許認可を必要とする場合は、事業者の責任において許認可を得るものとする。

②契約終了時は、店舗を原状に回復してから退去するものとする。

③ふれあいプラザの施設または利用者に損害を与えた場合は、事業者が損害賠償の責を負うものとする。

④店舗利用者による店舗設備の汚損、破損があった場合は、事業者が損害賠償の責を負うものとする。

⑤店舗の経営を他の者に委託、転貸などとはできないものとする。

⑥貸付期間中であっても、ふれあいプラザの管理運営上において重大な支障が発生した場合は、契約を解除することがある。

5. 契約形態

契約形態／北秋田市教育財産管理規則に定める財産の使用許可に準じる

（使用料は北秋田市民ふれあいプラザ条例による）

契約期間／最長2年

6. 営業時間等

営業開始／令和7年11月（予定）

営業時間／9時～22時までの間で、おおむね8時間以上とする。

7. 応募

(1) 応募資格

- ①ふれあいプラザの目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- ②営業に関し必要な許認可免許等を有するか、営業開始日までに取得していること。
- ③公租公課を滞納していないこと。
- ④申請者、申請者の役員及び申請者の経営に事実上参加しているものが、集団的にまたは常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者でないこと。

(2) 応募方法

下記応募書類を各1部作成し、応募受付期間内に郵送または持参の上、提出すること

(3) 応募書類

- ①出店申込書（様式1）
- ②事業計画書（書式自由。別紙様式2を使用してもよい）

～事業計画書の内容～

- 1) 申込みされた動機
- 2) ふれあいプラザで営業される場合のコンセプト
- 3) 提供するサービス・商品・メニュー（特徴・販売価格など）
- 4) 営業計画（営業日、営業時間など）
- 5) 営業活動の工夫の方法
- 6) ふれあいプラザ内での営業に対する熱意
- ③営業に係る必要な許可証・免許等の写し
- ④企業概要【法人の場合】
- ⑤定款の写し及び会社登記簿謄本【法人の場合】
- ⑥店舗概要【個人の場合】
- ⑦代表者の住民票【個人の場合】
- ⑧代表者の直近の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

(4) 応募期間

令和7年6月2日（月）～9月22日（月）17時まで ※当日消印有効

(5) 提出先

〒018-3312

秋田県北秋田市花園町10番5号

北秋田市民ふれあいプラザ(コムコム)内

北秋田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

8. 選考

(1) 選考方法

- ①選考会議において、応募書類の内容を審査した上で決定するものとする。なお、内容を正しく理解する必要がある場合は個別にヒアリングを行うものとする。
- ②審査結果について、応募事業者へ書面にて通知するものとする。
- ③審査の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

(2) 選考及び通知

選考／令和7年10月中旬

通知／令和7年10月下旬

9. その他

- (1) 応募受付期間内において、チャレンジブースの質疑を受付けるものとする。
- (2) 本要項に記載のない事項については、事業者と協議し、決定した事項は契約に反映するものとする。
- (3) 提出した書類に虚偽がある事が判明したときは、応募資格を失うものとする。
- (4) 提出した書類は返却しない。書類の作成に係る費用は事業者負担とする。

【お問い合わせ・お申込み】

〒018-3312

秋田県北秋田市花園町10番5号

北秋田市教育委員会生涯学習課生涯学習係

(北秋田市民ふれあいプラザ内)

TEL：0186-62-1130

FAX：0186-62-1669

担当：山本、櫻井